



消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	島根県	所在地	〒690-8521		
市町村名	松江市		島根県松江市学園南一丁目17番3号		
消防団事務所管	松江市消防本部消防総務課消防団室	電話番号(直通)	0852-32-9113	FAX	0852-22-9876
消防団名	松江市消防団	メールアドレス	fd-shouboudan@city.matsue.lg.jp		

組織	分団数	40	分団	ホームページURL	http://www1.city.matsue.shimane.jp/zenzen/shoubou/matsue-syouboudan/
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	松江市消防団「YouTube」 https://www.youtube.com/channel/UCVBDKwv1sQk3RBv51jaMGrA
	方面隊数	10	隊		
	部数	0	部		
	班数	122	班		
団員数	条例定数	2,255	人	【組織概要図】 <ul style="list-style-type: none"> 団本部 (女性分団) 松江橋北方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 橋北分団 川津分団 (2班) 朝酌分団 (2班) 法吉分団 (2班) 生馬分団 (2班) 持田分団 (2班) 古江分団 (3班) 本庄分団 (3班) 秋鹿分団 (3班) 大野分団 (3班) 松江橋南方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 橋南分団 津田分団 古志原分団 竹矢分団 (2班) 乃木分団 (2班) 忌部分団 (3班) 大庭分団 (2班) 鹿島方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 恵曇分団 (5班) 佐太分団 (4班) 講武分団 (4班) 御津分団 島根方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 大芦分団 (6班) 加賀分団 (3班) 野波分団 (6班) 美保関方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 千酌分団 (4班) 片江分団 (3班) 七類分団 (4班) 美保関分団 (3班) 森山分団 (5班) 八東方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 八東北分団 (5班) 八東南分団 (3班) 八雲方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 岩坂分団 (4班) 熊野分団 (4班) 玉湯方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 玉湯分団 (7班) 宍道方面団 (方面団本部・班) <ul style="list-style-type: none"> 宍道分団 (4班) 来待分団 (4班) 東出雲方面団 (方面団本部) <ul style="list-style-type: none"> 意東分団 (3班) 揖屋分団 (4班) 出雲郷分団 (5班) 	
	基本団員数	1,963	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	41	人		
	職業構成別団員数	国家公務員	6		人
		地方公務員	105		人
		都道府県職員	24		人
市区町村等職員		81	人		
特殊法人等公務員に準ずる職員		69	人		
農協職員		36	人		
日本郵政グループ	17	人			
その他	1,807	人			
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	15	台		
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台		
	小型動力ポンプ付積載車	106	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	22	台		
	手引き動力ポンプ	17	台		
消防団活動事例・PR等	消防団アプリを導入し、団員がスマートフォンで出動月報や車両日誌を操作することができる上、事務局からの案内文等をデータで受け取ることを可能にした。今後は、災害現場情報をMAPで表示するなど、現場の可視化及び団員の負担軽減を図っていく。				
	報酬額(階級:団員)	年額	32,500	円	
(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円		
出動手当	火災	5,900	円		
	風水害等の災害	5,900	円		
	(参考)交付税単価	7,000	円/回		

※1:「消防団の組織概要等の調査」による

※2:出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。